

令和5年度第2回大府市子ども・子育て会議（要点記録）

日 時：令和5年8月28日（月）午後1時30分～午後2時30分
場 所：大府市役所 全員協議会室

出席委員：渡辺顕一郎、中村佳世子、首藤良一、日比野充、加藤美穂子、秋津佐智恵

欠席委員：林田佳美、福島芳恵、早川和喜、澤田まなみ

傍聴者：1名

事務局：健康未来部長、子ども未来課長、子ども未来課主幹兼指導保育士、子ども未来課子どもステーション所長、子ども未来課子ども支援係長、子ども未来課子ども支援係主任、子ども未来課子ども支援係主事、幼児教育保育課長、幼児教育保育課指導保育士、幼児教育保育課保育係長

1. 会長あいさつ

2. 報告

(1) こども計画について

※事務局より説明

〈質疑応答〉

委員

大府市子ども・子育て会議の委員を来年度見直すのであれば、小さなお子さんがいる親御さんに委員になってもらうとよいと思います。様々な団体があるなかで、代表という形で1名だけとなると、その人の意見だけが該当団体の意見となり、広がりが見えないと思います。過去の経験から言って、委員は任期ごとに代わり、ずっと会議に出るわけではないので、若い親御さんを複数名委員に任命していただけたらというお願いです。

会長

ご意見ということで、これについて事務局から回答がありましたらお願いします。

事務局

審議会における委員の数は、実は今までよりも減らしてきているという実情があります。ただ、仰るように、国は当事者の意見を聴くようにと、子育てを本当に今やっている親御さんや子ども本人の意見も聴くようにと言っています。今年度から市役所が子ども会事務局を所管していることもありますし、意見を集める形を今後工夫していきたいと考えています。

会長

こども計画策定に向けた今後の動きについて、アンケートの内容は本会議の中でも確認をしていくことになると思いますが、アンケートの対象者はどのようなのでしょうか

か。また、アンケートの様式はウェブなのか紙なのか、参考までに教えてください。

事務局

アンケートの対象者につきましては、子・フレ！部分はこれまでと同様になります。新しく追加となる子ども・若者の部分や子どもの貧困対策の部分につきましては、各部署に検討をお願いしているところです。アンケートの様式につきましては、可能な限りウェブアンケートも取り入れていきたいと考えています。

会長

憲法には大人子ども関係ない国民の権利が定められていて、子どもの権利条約は日本とということだけでなく国連が定めている権利条約です。1989年に成立して、日本は1994年に批准しています。これは必ずしも日本の状況ということだけでなく、世界に共通する普遍的な子どもの権利について定める条約なので、日本国内において子どもの権利をどのように捉えて施策を進めていくかの基本方針とするためのこども基本法が制定されました。大府市は現在子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画を策定していますが、現在は未策定である子ども・若者計画や子どもの貧困対策計画分野も含めたこども計画として、大府市は今後計画を策定していくということですね。

こども計画を策定するうえで勘案すべきとされているこども大綱は、秋頃の策定予定となっていますが、他の自治体に行っても「年末になりそう」という話を聞きますので、恐らく年末になるのだらうと思います。こども家庭庁も相当バタバタしているようなので、それまで大府市の方で進められる準備は進めておいて、方向性が見えてきたところで調査を行っていく、という話だと思います。意見の聴き方は色々あると思いますが、私が関わっている三重県のとある自治体では、中学校や高校に出向いて直接ヒアリングをしていくことを検討しているようです。

(2) 新たな子育て支援施策について

ア 産前・産後サポーター派遣事業の開始について

※事務局より説明

〈質疑応答〉

委員

何名ぐらいの利用を想定しているのでしょうか。また、産前・産後それぞれで上限利用時間が80時間なののでしょうか、それとも合わせて80時間なののでしょうか。

事務局

利用人数の想定につきましては、現在1年の出生数が約800名なので、その中の10%の80名を想定しています。ただ、実際に先行して事業を実施している自治体に状況を確認すると、利用実績は2～5%ほどでした。大府市は予算上では10%で計上しており、それ以内には収まると見立てています。時間の上限は産前・産後合わせて80時間です。

会長

事業はNPO等特定の団体へ委託をする予定でしょうか。

事務局

市内のNPO法人3社に話を持ち掛けているところです。NPOは独自で事業を行っておりまして、そこへの経済的な補助制度となるようなイメージです。

会長

これは母子保健法の事業とは別で、国の制度ではなく大府市の独自事業なのですね。現在もやっている事業に補助をつける形で、ずっと安い利用料で利用できるようにするということですね。現在の利用料や年間利用者数は分かりますでしょうか。

事務局

利用人数までは正確な数値の把握ができておりませんが、利用料は大体1,800円～2,000円/h前後です。大分格安にご利用いただけますし、また上限80時間を使い切ったとしても、事業は継続しているので、実費負担いただければ引き続き支援を受けることができます。

イ 就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援について

※事務局より説明

〈質疑応答〉

委員

先日島根県で自然体験か何かをやっているときに死亡事例が発生しています。自然体験活動をする場合少なくとも1名を加算した数を配置することと記載がありますが、遊びの種類等によって危険度は変わると思います。その辺りは市から要請や指導が入るのでしょうか。

事務局

対象となる団体の活動につきましては、以前に現地も確認しておりまして、主には公園や畑といった場所で活動していました。やはり屋内に比べると自然災害に関する危険や、柵もないところで活動していると外部の人がふらっと入って関わることもなくはないので、通常保育の基準よりも1名多く配置してその辺りの安全性を確保していきたいと考えています。活動の内容に対して、危険な状況が想定されることがあれば団体としても安全を確保するためにこれ以上の体制で対応しているところもありましたので、臨機応変に対応していただくように、話しをしていきたいと考えています。

会長

例えば夏休みだけですとか、行事的に行うものも含むのでしょうか。

事務局

1年間週5日通う方が本支援事業の対象となりますので、短期間やスポット的な利用は対象外となります。

会長

森の幼稚園みたいなイメージでしょうか。もう少し具体的に教えてください。

事務局

仰るとおりで、市で把握しているなかでは、自然体験の学習ということだと森の幼稚園の活動で、各種学校ということだと、外国人学校、朝鮮学校の附属幼稚園に通われている方が対象となります。

ウ 一時的保育事業の拡充について

※事務局より説明

〈質疑応答〉

会長

多胎児の場合は、お子さんを2人とも預ける場合は利用料×2と計算をしたらよろしいでしょうか。

事務局

お子さん1人あたりの金額ですので、仰るとおりです。

会長

「0歳児クラスの空き枠を活用して」とありますが、もう0歳児クラスは満員といった場合には行わないということでしょうか。

事務局

通常の保育の0歳児ですと、育児休業の復帰の時期によって、例えば10月から復帰となると、9月までは空き枠がある状況です。そういった空き枠を活用して、受入れができれば受入れをしていく制度です。

会長

保護者から利用申請があった際に、どの園に空き枠があるかを確認して案内をするのはどこがしていくのでしょうか。

事務局

市と各保育園とが連携しながら、空き枠を確認して、調整していきます。

委員

①「非定型的サービス事業」、②「緊急保育サービス事業」、③「私的サービス事業」に加えて④「多胎児家庭支援事業を活用した一時預かり」が利用できるということなので、例えば③+④もできるということですよ。では、①～③を併用することは可能なのでしょうか。

事務局

①～③は一時的保育事業のなかのサービスで、④は一時的保育事業とは別の多胎児家庭支援事業となります。なので、①～③とは別に④の利用が可能となります。また、①～③においても、例えば、通常保育に通うほどではないけれど少し仕事をしている方は①の利用で、仕事ではない日にリフレッシュで使いたいという場合は③が併用できますが、月14日以内という制限があります。

会長

本日予定されていた議題は終了しましたので、全体をとおしてご意見等はございますでしょうか。無いようですので私から、こども計画について、こども大綱の策定が年末にずれこんだ場合のスケジュールについて、見通しを委員の皆さんにお示しいただけますでしょうか。

事務局

会長の仰るとおりこども大綱の策定が年末にずれこむ可能性が高く、こども大綱ができてからアンケートを作り始めるでは遅いので、現状は既存大綱を参考にこども大綱に含まれるであろう内容を想定して、少しずつアンケートの準備を進めているところです。できるところは準備を進めておき、スケジュールの遅れがわずかになるように調整を図っていきたいと考えています。

会長

業者の選定は予定とおり9～10月に実施していくのでしょうか。

事務局

選定準備は今から入ってはいきますが、やはりこども大綱の内容が分からないと進めることが難しいので、そこが肝になってくると思います。

3. 閉会あいさつ（健康未来部長）

以上